

1 契約の成立・効果

契約は、**申込みと承諾の意思表示の合致**によって成立するのが原則である。契約書の作成は、契約の成立にあたっては不要である。

2 契約の分類

諾成契約	当事者の合意のみで成立する契約
要物契約	合意に加え、物の引渡し等を要する契約
双務契約	当事者双方がそれぞれ義務を負う契約
片務契約	当事者の一方のみが義務を負う契約
有償契約	契約の内容に対価の支払がある契約
無償契約	契約の内容に対価の支払がない契約

3 契約の種類

民法で定める契約を「典型契約」といい、主なものは以下のとおりである。

契約の種類	分類・補足	ポイント
売買	諾成、双務、有償契約	—
交換	諾成、双務、有償契約	—
贈与	諾成、片務、無償契約	負担付贈与は、負担の限度で担保責任を負う 書面によらない贈与は、履行の終わった部分 は撤回できない
賃貸借	諾成、双務、有償契約	借地借家法に特例がある
使用貸借	要物、片務、無償契約	借主の死亡により終了する
消費貸借	要物、片務、無償契約	利息付は有償契約
委任	諾成、片務、無償契約	報酬の特約があれば、双務・有償契約
寄託	要物、片務、無償契約	報酬の特約があれば、双務契約
請負	諾成、双務、有償契約	—
和解	諾成、双務、有償契約	—
雇用	諾成、双務、有償契約	—
組合	諾成、双務、有償契約	—

4 契約の無効・取消し

公の秩序又は善良の風俗（公序良俗）に反する事項を目的とする法律行為は**無効**となる。